

第7章 介護保険事業の費用と負担

第1節 介護保険事業費の執行状況

歳入

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
保険料	6,085,758	6,332,438	6,539,536
介護給付費準備基金繰入金	608,476	630,377	744,656
支払基金交付金	8,623,184	8,951,052	9,393,487
国庫支出金	6,781,410	7,183,933	7,627,608
都支出金	4,690,677	4,617,624	4,821,723
一般会計繰入金	3,838,779	4,007,393	4,225,991
諸収入・財産収入	16,130	32,218	11,712
繰越金	773,625	269,059	230,665
合 計	31,418,038	32,024,095	33,595,378

※ 平成24・25年度は決算額、平成26年度は見込額

※ 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある

歳出

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総給付費(A)	27,675,377	29,058,204	30,943,426
介護サービス給付費	26,066,691	27,268,842	28,905,180
介護予防サービス給付費	1,608,686	1,789,362	2,038,246
特定入所者介護サービス費等 給付額(B)	891,227	916,723	946,453
高額介護サービス費等給付額(C)	653,530	697,814	751,874
審査支払手数料(D)	39,504	41,954	45,000
標準給付費 (A+B+C+D)	29,259,639	30,714,695	32,686,753
地域支援事業費(E)	677,943	707,451	757,409
介護予防事業費	142,761	133,630	134,591
包括的支援事業費・任意事業	535,181	573,821	622,818
諸支出金(F)	1,211,397	371,283	151,216
合 計 (A+B+C+D+E+F)	31,148,978	31,793,429	33,595,378

※ 平成24・25年度は決算額、平成26年度は見込額

※ 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある

第2節 介護保険事業費の見込み

第6期介護保険事業計画期間における介護保険事業費の見込額については、次の事項に留意し推計しています。介護保険事業費は3年間の合計で、約1,135億円を見込んでいます。

○要介護(要支援)認定者の増加

高齢化の進展により、高齢者の増加とともに要介護(要支援)認定者及び介護サービス利用者の増加が見込まれます。

○介護サービス事業所及び介護保険施設の整備

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)等の新たな介護サービス基盤の整備を行います。

○介護報酬の減額改定

平成27年度から介護報酬が平均2.27%引き下げられます。

○介護報酬の地域加算の引き上げ

平成27年度から特別区における地域加算の上乗せ割合が18%から20%へ引き上げられます。

○介護保険制度の改正

平成27年度以降には、全国一律であった予防給付における訪問介護・通所介護が地域支援事業へ移行するほか、一定以上所得のあるサービス利用者の自己負担額が1割から2割へ引き上げになるなど、大幅な介護保険制度の改正が行われます。

(単位:千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
総給付費(A)	32,521,819	33,418,228	35,672,411	101,612,458
介護サービス給付費	30,324,299	32,464,881	34,603,080	97,392,260
介護予防サービス給付費	2,197,520	953,347	1,069,331	4,220,198
特定入所者介護サービス費等 給付額(B)	905,751	897,949	952,602	2,756,302
高額介護サービス費等給付額(C)	814,540	901,008	996,703	2,712,251
審査支払手数料(D)	37,500	39,900	42,900	120,300
標準給付費見込額 (A+B+C+D)	34,279,610	35,257,085	37,664,616	107,201,311
地域支援事業費(E)	1,039,806	2,604,987	2,682,162	6,326,955
介護予防事業	342,421	—	—	342,421
介護予防・日常生活支援総合事業	—	1,862,783	1,892,400	3,755,183
包括的支援事業・任意事業	697,385	742,204	789,762	2,229,351
合計 (A+B+C+D+E)	35,319,416	37,862,072	40,346,778	113,528,266

第3節 第1号被保険者の保険料

(1) 財源の負担割合

介護保険事業費全体の約9割を占める介護給付費の財源は、サービス利用時の利用者負担分を除いて、50%が公費（税金）でまかなわれています。その内訳は、国と都を合わせて37.5%、区が12.5%となっています。

公費負担を除く50%の費用は第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40～65歳未満）が保険料で負担します。

なお、第6期では、第1号被保険者の保険料負担割合が21%から22%へと変更されます。（第2号被保険者の保険料負担割合は、29%から28%へ変更）

【介護給付費の財源】

居宅サービス費

公費 50.0%			保険料 50.0%	
国 25.0%	都 12.5%	区 12.5%	第1号被保険者 (65歳以上) 22.0%	第2号被保険者 (40～64歳) 28.0%

施設サービス費

公費 50.0%			保険料 50.0%	
国 20.0%	都 17.5%	区 12.5%	第1号被保険者 22.0%	第2号被保険者 28.0%

【地域支援事業費の財源】

介護予防事業／介護予防・日常生活支援総合事業

公費 50.0%			保険料 50.0%	
国 25.0%	都 12.5%	区 12.5%	第1号被保険者 22.0%	第2号被保険者 28.0%

包括的支援事業・任意事業

公費 78.0%			保険料 22.0%	
国 39.0%	都 19.5%	区 19.5%	第1号被保険者 22.0%	

(2)第6期介護保険料設定にあたっての留意点

第6期の介護保険料については、介護給付費の増加や、第1号被保険者の保険料負担割合の引き上げなどにより大幅な上昇が見込まれます。そのため、板橋区では、保険料の大幅な上昇を抑える方策として、介護給付費準備基金を活用します。

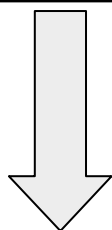
保険料が上昇する主な要因

○介護給付費の増加〔第2節参照〕

高齢者、要介護（要支援）認定者数の増加に伴う介護サービス利用者の増加や、介護報酬の地域加算の引き上げなどにより介護給付費の増加が見込まれます。

○第1号被保険者の保険料負担割合の引き上げ〔第3節（1）参照〕

第1号被保険者の保険料負担割合が21%から22%へ引き上げられます。



※第2節で推計した第6期事業計画期間における介護保険事業費（1,135億円）を基準とし、介護保険料基準額月額を算出すると、**5,599円**になります。

（第5期の介護保険料基準額月額：4,450円）

保険料の大幅な上昇を抑える方策

○介護給付費準備基金の活用

第5期事業計画期間に納付のあった保険料のうち、歳入と歳出の差額は安定的に介護保険制度を運営するため、介護給付費準備基金として積み立てをしています。板橋区では、平成26年度末で基金の積立額が約12億円になる予定です。このうち10億円を活用し、保険料の上昇を抑えます。

(3)第6期介護保険料基準額

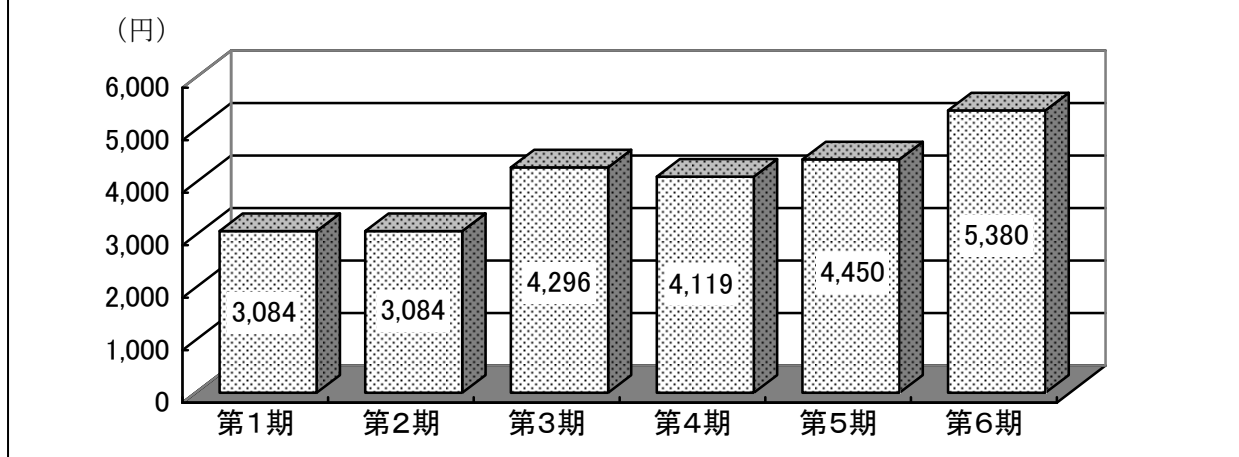
第6期事業計画期間（平成27年度～平成29年度まで）で必要とされる介護保険事業費の約1,135億円（第5期事業計画958億円 18.5%増）に対して、第1号被保険者の負担割合である22.0%を乗じた約250億円が、第1号被保険者の保険料負担額となります。

この負担額から介護給付費準備基金の活用額を控除し、第6期の第1号被保険者（65歳以上）数で割り返した額が第6期事業計画期間における介護保険料基準額となります。

第6期介護保険料基準額月額 5,380円

（基金活用前の基準額 5,599円）

参考：第1期から第6期までの介護保険料基準額



(4)第1号被保険者の所得段階別保険料

第1号被保険者の保険料は、負担能力に応じて保険料を負担していただくため、介護保険料基準額に所得段階ごとに定めた料率をかけて保険料を設定しています。

所得に応じたよりきめ細やかな保険料設定を行うため、所得段階の見直しを行います。また、国の制度見直しにより、低所得者については公費負担による保険料の軽減を行います。

所得段階の見直し

- 第5期の第1・第2段階を第6期では第1段階として統合を行います。
- 第5期における第7段階以上については、所得区分を細分化し、第6期ではさらなる多段階設定とします。
- 第6期の所得段階別保険料については、次ページの表をご覧ください。

公費による低所得者の保険料軽減

○第6期の第1～第3段階にあたる非課税世帯については、介護給付財源の50%とは別負担による公費で保険料の軽減を行います。具体的な軽減内容については、下表のとおりになります。ただし、消費税を財源とした軽減措置であるため、その内容については、今後の国の動向により変わる場合があります。

第6期所得段階	介護保険料基準額に対する割合 (料率)		
	軽減前の料率	平成27・28年度	平成29年度
第1段階	0.5	0.45	0.3
第2段階	0.7	0.7	0.45
第3段階	0.75	0.75	0.7

第6期(平成27年度～平成29年度)の所得段階別介護保険料

段階	対象者	料率	年間保険料(円)	備考
1	・生活保護を受給の方 ・老齢福祉年金受給の方で、世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税の方で、本人の前年中の合計所得金額+課税対象年金収入額が80万円以下の方	0.5	32,200	公費による軽減の対象
2	・世帯全員が住民税非課税の方で、本人の前年中の合計所得金額+課税対象年金収入額が80万円を超え、120万円以下の方	0.7	45,100	公費による軽減の対象
3	・世帯全員が住民税非課税の方で、本人の前年中の合計所得金額+課税対象年金収入額が120万円を超える方(本人が住民税未申告の方を含む)	0.75	48,400	公費による軽減の対象
4	・本人は住民税非課税で、同世帯に住民税課税者がいる方で、本人の前年中の合計所得金額+課税対象年金収入額が80万円以下の方	0.9	58,100	
5	・本人は住民税非課税で、同世帯に住民税課税者がいる方で、本人の前年中の合計所得金額+課税対象年金収入額が80万円を超える方(本人が住民税未申告の方を含む)	1.0	64,500	
6	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が125万円未満の方	1.2	77,400	
7	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	80,700	
8	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.45	93,600	
9	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.7	109,700	
10	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が400万円以上550万円未満の方	1.8	116,200	
11	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が550万円以上700万円未満の方	1.95	125,800	
12	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	2.1	135,500	
13	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.5	161,400	
14	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が1,500万円以上の方	3.0	193,600	

※ 第1～第5段階では、合計所得金額がマイナスの場合、同金額を0円と置き換えます。

※ 上表の第1～第3段階は、公費による保険料軽減を実施する前の料率・年間保険料で表しています。

低所得者に対する公費での保険料軽減は、政令によりその内容が定められます。現在、この保険料軽減に関する政令改正がまだ行われていないため、前ページに掲載した所得段階別介護保険料の表では、保険料軽減を実施する前の料率・年間保険料で表示しています。政令改正後における軽減後の料率・年間保険料は下表のとおりになります。

段階	平成 27・28 年度		平成 29 年度	
	料率	年間保険料(円)	料率	年間保険料(円)
1	0.45	29,000	0.3	19,300
2	(0.7)	(45,100)	0.45	29,000
3	(0.75)	(48,400)	0.7	45,100

※ 第2段階及び第3段階については、平成29年度から軽減措置が実施されます。

【参考】第5期(平成24年度～平成26年度)の所得段階別介護保険料

段階	対象者	料率	年間保険料(円)
1	・生活保護を受給の方 ・老齢福祉年金受給の方で、世帯全員が住民税非課税の方	0.5	26,700
2	・世帯全員が住民税非課税の方で、本人の前年中の合計所得金額+課税対象年金収入額が80万円以下の方	0.56	29,900
特例 3	・世帯全員が住民税非課税で、第1段階及び第2段階に該当しない方で、本人の前年中の合計所得金額+課税対象年金収入額が80万円を超え、120万円以下の方	0.7	37,400
3	・世帯全員が住民税非課税の方で、第1段階、第2段階及び特例第3段階に該当しない方	0.75	40,100
特例 4	・本人は住民税非課税で、同世帯に住民税課税者がいる方で、本人の前年中の合計所得金額+課税対象年金収入額が80万円以下の方	0.9	48,100
4	・本人は住民税非課税で、同世帯に住民税課税者がいる方で、特例第4段階に該当しない方	1.0	53,400
5	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が125万円未満の方	1.2	64,100
6	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	66,800
7	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	1.5	80,100
8	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が400万円以上700万円未満の方	1.8	96,100
9	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	2.1	112,100
10	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.5	133,500

※ 第2～第4段階では、合計所得金額がマイナスの場合、同金額を0円と置き換えます。

(5)保険料を軽減する制度(第1号被保険者)

①災害等の減免制度

災害等の特別な事情により保険料を支払うことが一時的に困難なときは、保険料の徴収猶予（6か月以内の期間）や減免制度があります。

②生計が困難な方の保険料減額制度

対象となる方は、世帯全員が住民税非課税であること、介護保険料の所得段階が第2段階または第3段階のいずれかであること、世帯の年間収入額及び預金貯金額が一定の基準以下であること等の一定の条件を全て満たす65歳以上の被保険者の方で、年間保険料額を第1段階の保険料額に減額します。

(6)利用者負担を軽減する制度

①居住費(滞在費)及び食費の負担額軽減制度

介護保険施設に入所している方、または短期入所（ショートステイ）を利用している方の居住費（滞在費）及び食費が、低所得者の方の過重な負担とならないよう、所得に応じて4段階に区分されています。第1～第3段階までの方は、負担額が軽減されます。

②高額介護(予防)サービス費

要介護（要支援）者が居宅サービスまたは施設サービスに対して支払った自己負担額が所得に応じた一定の上限額を超えたときは、高額介護（予防）サービス費としてその超えた分が介護保険から払い戻されます。

③貸付制度

住宅改修費や福祉用具購入費の支払い、及び高額介護(予防)サービス費が支給されるまでの間の経済的負担を軽減するため、保険給付見込額の範囲内で資金を無利子でお貸しします。

④生計困難者に対する介護サービス事業者等による利用者負担の軽減

低所得で生計が困難な方が介護サービスを利用するとき、過重な負担にならないように介護サービス事業者などにより利用者負担が軽減されます。

⑤災害等の減免制度

災害等の特別な事情により利用者負担分を支払うことが一時的に困難なときは、利用者負担分が減額・免除になります。

(7)平成37年度(2025年度)のサービス水準等の推計

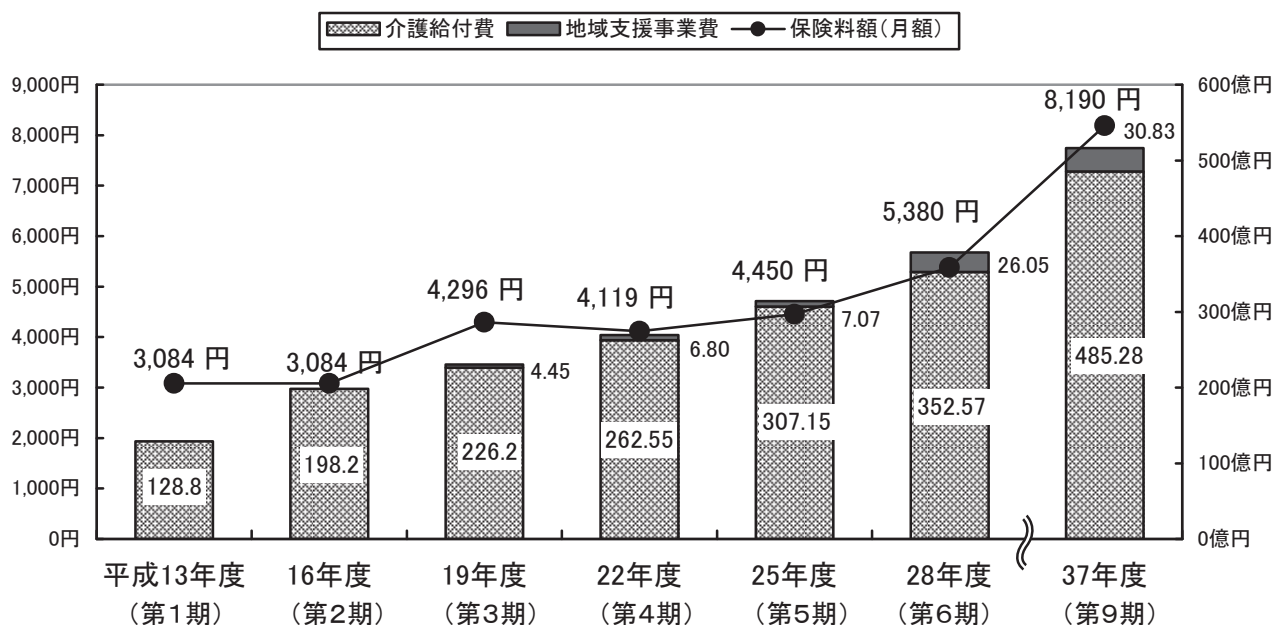
第6期介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムを計画的に推進していくための1つのアプローチとして、全ての団塊の世代が75歳に到達し、後期高齢者が急増する平成37年度(2025年度)におけるサービス水準等の推計を行いました。

推計の結果、現状のまま推移すると、介護保険事業費は約516億円で、保険料基準額としては、8,190円程度となりました。これは、国が試算した平成37年(2025年)の全国平均の保険料基準額(8,200円程度)と同程度の額になります。

●平成37年度介護保険事業費の推計 (単位:千円)

	平成37年度
総給付費(A)	45,602,121
介護サービス給付費	43,969,305
介護予防サービス給付費	1,632,816
特定入所者介護サービス費等給付額(B)	1,150,340
高額介護サービス費等給付額(C)	1,698,671
審査支払手数料(D)	76,619
標準給付費見込額(A+B+C+D)	48,527,751
地域支援事業費(E)	3,083,005
介護予防・日常生活支援総合事業	2,259,178
包括的支援事業・任意事業	823,827
合計(A+B+C+D+E)	51,610,756

●介護保険事業費と保険料基準額の推移



※ 地域支援事業は平成18年度から開始されたため、平成13年度と16年度は実績なし

